



## 《会計・税務の知識》 役員退職金の課税の見直し

平成24年の税制改正において、5年以下の就任期間の役員について、退職所得の課税の見直しが決定されました。また、8月31日に国税庁から「特定役員退職金等Q&A」が公表されています。

ここでは、退職所得の課税の仕組みと今回の改正の内容についておさらいします。

### 1. 改正の経緯

公務員や国会議員等が天下り先を転々として、高額な退職金を次々もらう「天下り&渡り」が社会的に問題とされ、平成23年の税制改正大綱策定時に初めて退職所得の課税見直しが検討されました。

その後、いったん平成23年税制改正では改正が見送られたものの、平成24年税制改正において、上記の公務員や国会議員の他に、通常の法人の役員も対象に加えたうえで、課税の見直しが決定されました。

### 2. 対象となる役員等（特定役員等）

今回の改正の対象となる役員は、役員としての勤続年数（1年未満の端数がある場合には、1年未満の端数を1年に切り上げます。）が5年以下である人になります。（特定役員等）

### 3. 退職金の優遇措置

退職金は、長期間の労働に対する給与の一部の後払い的な性格があり、また、老後の生活保障にあてられる最後の所得としての認識から、所得税においては、3つの優遇措置があります。

現行の退職所得に係る税額は、下記算式になります。

(1) 退職所得

「退職手当等の収入－退職所得控除額（※1）」×1/2（※2）

(2) 退職所得に係る税額

退職所得×所得税率（分離課税（※3））

「3つの優遇措置」

#### ※1. 退職所得控除額

勤続年数に応じて、①、②の控除額があります。

① 勤続年数 20年以下

40万円×勤続年数（80万円以下の場合 80万円）

② 勤続年数 20年超

800万円+70万円×（勤続年数－20年）

#### ※2. 2分の1課税

退職所得は、退職手当等の収入金額から退職所得

控除額を差し引いた残額を2分の1にします。

#### ※3. 分離課税

所得税は、給与所得や不動産所得など、各種所得を合算した合計所得の金額に応じ、超過累進税率により課税されるのが原則です。（総合課税）

ただし、退職所得やその他一部の所得（山林所得、譲渡所得等）は、その所得区分ごとの所得金額に応じた税率を適用して税額を計算します。

### 4. 改正内容

特定役員等に該当する退職手当等については、2分の1課税という優遇措置が廃止され、単に収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。

特定役員等の退職所得の金額

=「退職手当等の収入金額－退職所得控除額」

### 5. 適用時期

今回の改正は、平成25年分の所得税について適用されます。退職所得等の「収入すべき金額が確定した日」が平成25年1月1日以後であれば、改正後の法律が適用されることとなります。

### 6. 退職日と支給決議日

「収入すべき金額が確定した日」とは、原則として、「退職日」をさしますが、役員に支給される退職金等で、その支給について株主総会や取締役会、その他機関等の決議を有するものである場合、その役員の退職後その支給の決議があった日となります。

### 7. 年末に退職する場合

平成24年12月31日に退職した特定役員に対して支払う退職金について、平成25年1月1日以後に開催される株主総会で退職金の支給と支給額を決議するような場合には、改正後の制度が適用になりますので、特に注意が必要です。

### 8. おわりに

同族会社の役員等で特定役員に該当する方が、役員退任を検討されているような場合には、できれば年内に退職金の支給決議までされると良いですね。

たった数日の違いで、負担する税金は倍になってしまいますので。。。（担当：大鳥）